

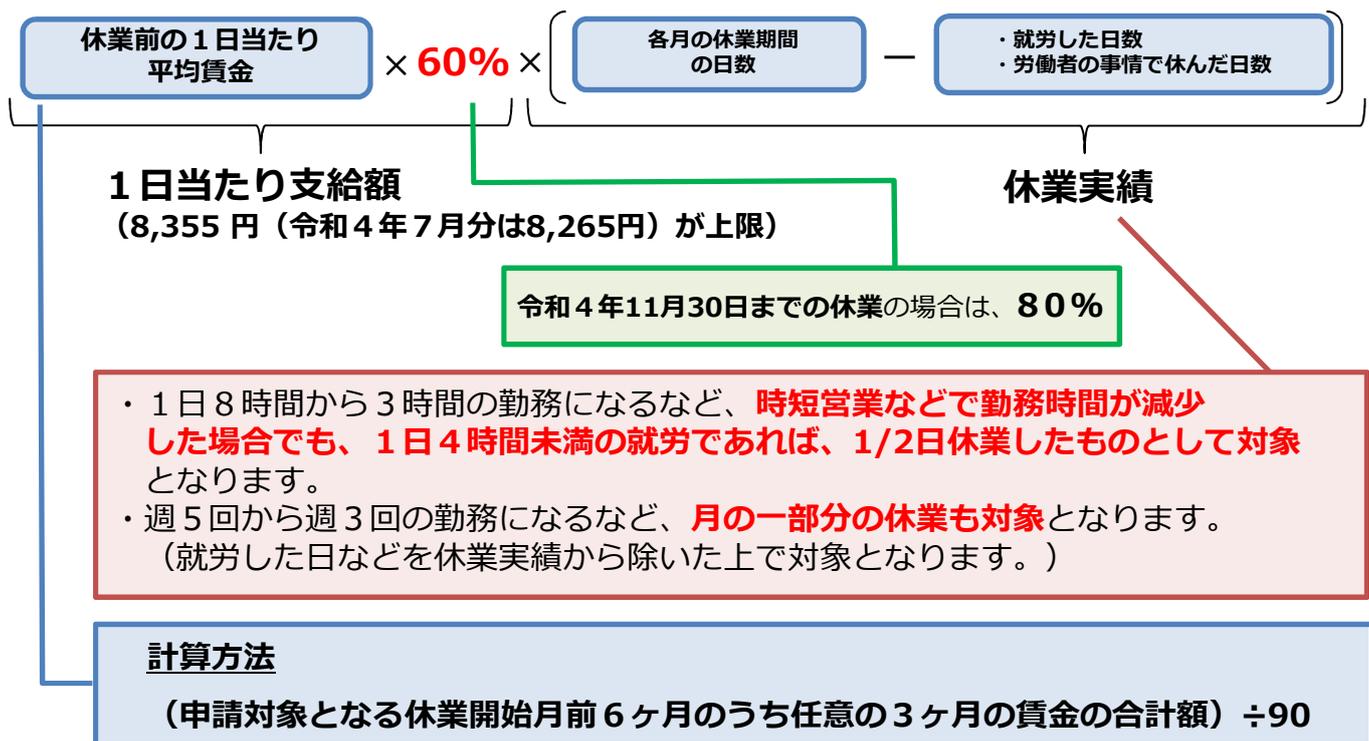
## 『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』 ～給付率が変更となります～

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について、  
**令和4年12月以降に休業した期間の申請の給付率が変更**となります。  
詳細は以下をご覧ください。

### 対象となる休業の期間と給付率

休業した期間	給付率
令和4年7月1日～令和4年11月30日までの休業	80%
令和4年12月1日～令和5年3月31日までの休業	60%

### 支給額の計算方法



### お問い合わせ

■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード)

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
 電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

